

医療法人 豊寿会 齊藤病院 面会規定

第一条（目的）

本規定は齊藤病院（以下 「当院」という。）における入院中の患者や入所中の利用者の療養環境の確保、尊厳及び権利の保持並びに家族等の関係性の維持を目的として、当院における面会の基本方針及び取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（基本方針）

- 1 当院は正当な理由なく、入院中の患者に対する家族その他これに準ずるもの（以下「家族等」という。）による面会を妨げないものとする。
- 2 面会は、患者の療養及び回復に資する重要な支援である事を踏まえ、患者の意思を尊重しつつ適切に実施されるべきものとする。
- 3 面会者は、患者本人が面会を希望する家族、親族、友人、その他患者の療養支援に必要と認められるものとする。

第3条（面会時間および場所）

- 1 面会時間は原則 平日 13：30～17：00 土日祝 13：30～16：00 とする。
- 2 面会人数や時間は療養環境確保のため少人数・短時間とする。
（多床室の場合は他患者に配慮すること）
- 3 面会場所は本人の病室または談話室等とする。
- 4 患者の状態により、第5条で定めた通り当院が時間外面会を認める場合がある。
- 5 面会者は、来院時に病棟で所定の手続きを行い、当院が定める面会ルールを遵守するものとする。
 - 1) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為を控えること
 - 2) 酒気を帯びている方は面会を控えること
 - 3) 医療機器への接触や操作をしないこと
 - 4) 職員や他の患者の無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿を控えること
 - 5) 小学生以下の家族面会は主治医の判断とする
- 6 面会者は、院内感染防止の観点から、以下の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 感染対策の基本としてマスク装着の協力
 - 2) 体調不良（発熱、咳、下痢等）がある場合は面会を控えること
 - 3) 同居家族が感染症に罹患している場合は面会を控えること
 - 4) 病院職員からの感染対策上の指示に従うこと
 - 5) 無断で病室の移動や他患者の病室へ立ち入らないこと

第4条（面会制限）

- 1 当院は、次に掲げる場合に限り、必要最小限の範囲で面会の全部または一部を制限することができる
 - 1) 感染症の発生または流行により、院内感染防止対策が必要な場合
 - 2) 患者の療養上または安全確保上、面会が支障となる場合
 - 3) 他の患者の療養環境に著しい影響を及ぼす恐れがある場合
 - 4) その他、医療上または管理上やむを得ないと認められる正当な理由がある場合
- 2 前項の規定による面会制限は一律又は恒常的にならないものと配慮する
- 3 感染症の発生または流行に伴う面会制限の具体的な基準、運用、開始及び解除については臨時感染委員会にて協議し院長の指示により開始及び解除する
 - 1) 面会時間の制限
 - 2) 面会人数の制限
 - 3) 面会場所の制限
 - 4) 面会の一時停止

第5条（特別な配慮を要する面会）

以下の場合、通常の面会基準を超える面会を認めるものとする

- 1 終末期や看取りの場合
- 2 病状の急変等により家族の付き添いが必要と判断された場合
- 3 その他、主治医が必要と認めた場合

第6条（職員の責務）

職員は、本規定の趣旨を十分に理解し、患者及び家族等に配慮した対応を行うものとする。

第7条（周知）

本規定の内容は入院時の案内、院内掲示及び病院のホームページ等を通じて患者及び家へ周知する。

第8条（規定の見直し）

本規定は、法令、診療報酬上の取り扱いその他、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする

また、本規定の制定及び改訂は関係部署の意見を踏まえたうえで倫理委員会の承認を得て決定する。

附則

この規定は2026年7月から施行する